

令和6年度 第1回山形市男女共同参画審議会 会 議 次 第

日 時 令和6年6月12日（水）

午前9時00分～10時30分

場 所 山形市男女共同参画センター「ファースト」
5階 視聴覚室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 企画調整部長あいさつ

4 会長あいさつ

5 報 告

令和5年度男女共同参画事業報告について

資料1

6 協 議

令和6年度男女共同参画事業計画（案）について

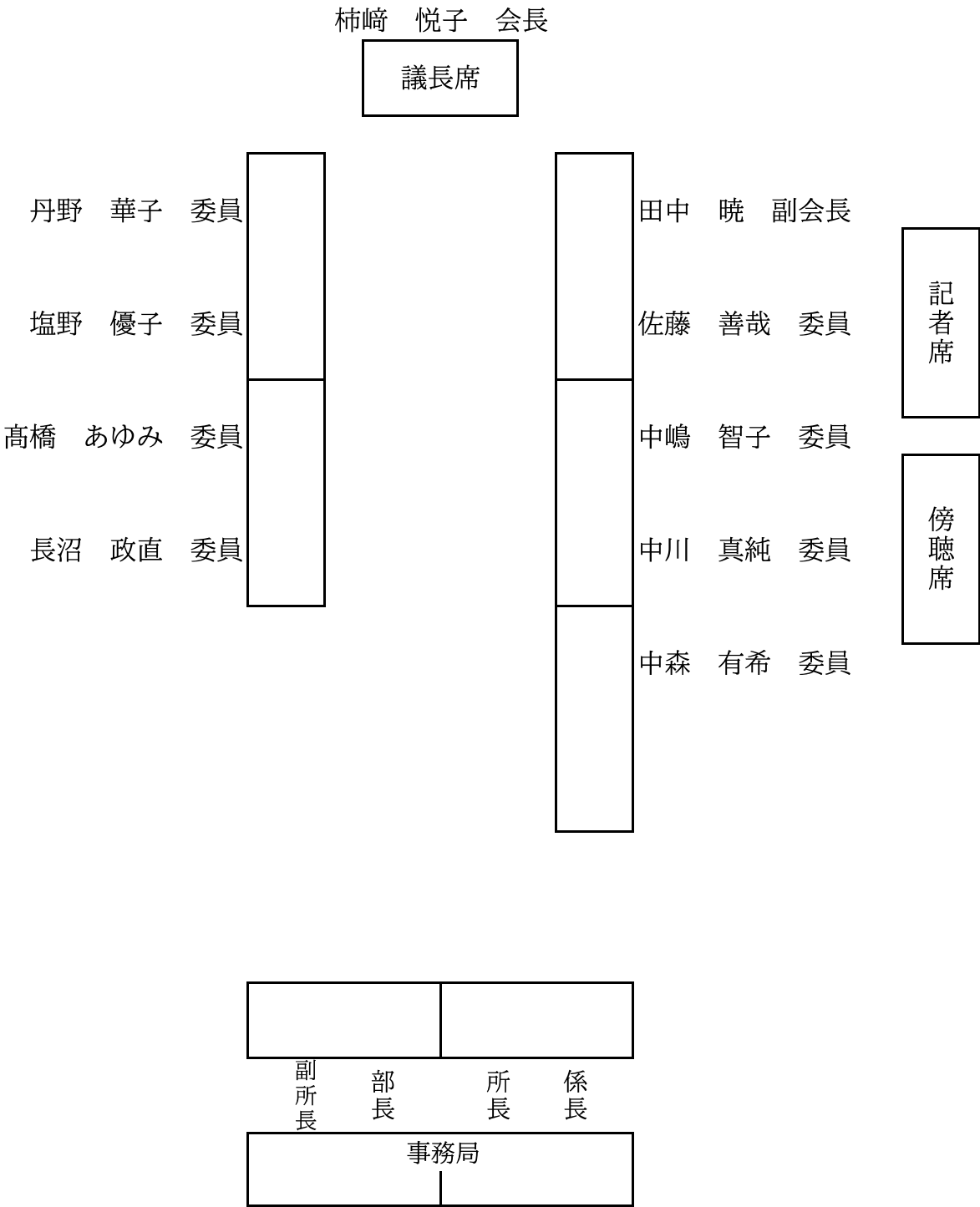
資料2

7 その他

8 閉 会

令和6年度 第1回山形市男女共同参画審議会 席次

日時：令和6年6月12日（水） 午前9時～午前10時30分
場所：山形市男女共同参画センター 5階 視聴覚室



→ 出入口

令和6年度 山形市男女共同参画審議会委員名簿

任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日

区分／役職		フリガナ 氏 名	職業・所属等	備考
1号委員 (知識経験を有する者)	会長	カサキ エツコ 柿崎 悦子	大学関係者 山形大学ダイバーシティ推進室 准教授 (山形大学ダイバーシティ推進室 副室長)	1期 専門部会委員
	副会長	タカ アキラ 田中 暁	法律関係者 山形県弁護士会所属 弁護士	8期 専門部会委員
		サウ ヨシヤ 佐藤 善哉	報道関係者 山形新聞社 論説委員	1期
		スズキ ハツコ 鈴木 肇子	企業関係者 山形商工会議所議員 トヨタカローラ山形株式会社 代表取締役社長	3期
		カミジ ヨウ トモヒロ 上條 智広	男女共同参画センター登録団体 やまがたイグメン共和国 広報大臣	4期
		ナカジ マトモコ 中嶋 智子	Women's Campus山形1期生 株式会社terrace 代表取締役	1期
2号委員 (公募)		ナカガワ マスミ 中川 真純	公募委員	1期
		ナカモリ ユキ 中森 有希	公募委員	1期
3号委員 (関係行政機関及び団体の代表者)		タニノ ハツコ 丹野 華子	山形労働局雇用環境・均等室長	2期 専門部会委員
		カノ ミユキ 菅野 美由紀	山形県福祉相談センター副所長(相談判定担当) (兼)女性相談支援センター副所長	2期
		シノ ユウコ 塩野 優子	山形市女性団体連絡協議会 副会長	2期
		カワ コト 柏 こと	連合山形地域協議会 女性委員会委員	1期 R6.4.1～
		タカハシ アユミ 高橋 あゆみ	山形市PTA連合会 母親委員長	1期
		ナガノ マサオ 長沼 政直	山形市中学校長会 山形市立第八中学校長	1期
		スウ カツロウ 須藤 克郎	山形市小学校長会 山形市立桜田小学校長	1期 R6.4.1～

◎事務局

<幹事>

企画調整部長

伊藤 哲雄

企画調整部次長(兼)男女共同参画センター所長

高橋 真枝

<書記>

男女共同参画センター 副所長

遠藤 朋宏

男女共同参画センター 参画推進係 係長

板垣 隼人

男女共同参画センター 参画推進係 主査

大石 唯

男女共同参画センター 参画推進係 主査

後藤 優子

令和5年度 男女共同参画事業報告について

1 男女共同参画の推進

(1) 山形市男女共同参画審議会の開催

山形市男女共同参画推進条例に基づいて、男女共同参画施策の推進について審議するため、「山形市男女共同参画審議会」を2回開催した。

第1回 令和5年6月6日（火）

第2回 令和5年12月15日（金）

(2) 山形市男女共同参画推進本部による推進

男女共同参画社会の実現を図るため、庁内に設置している「山形市男女共同参画推進本部（本部長：副市長）」において、令和4年2月に策定した第4次山形市男女共同参画計画「いきいき山形男女共同参画プラン」を総合的に推進した。

①第4次「いきいき山形男女共同参画プラン」の進捗状況調査報告

令和4年度事業の状況について、全庁的な調査及び評価を行い、評価結果を山形市男女共同参画審議会に報告し、広報やまがた12月1日号及び市ホームページで公表した。

・ 広報やまがた掲載内容

基本目標Ⅰ【男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり】

指 標 名	プラン策定時の状況		令和4年度	目標値
	年度	数値	数値	令和8年度
男女共同参画センター会議室等利用率	R 元	63.4%	36.7%	65%

基本目標Ⅱ【あらゆる分野での男女共同参画の実現】

指 標 名	プラン策定時の状況		令和4年度	目標値
	年度	数値	数値	令和8年度
市の審議会等委員に占める女性委員の割合 （うち行政機関等の充て職を除いた女性委員の割合）	R 2	30.0% (35.3%)	27.0% (32.9%)	40% (50%)
女性人材バンク登録者数	R 2	75 人	78 人	100 人
山形県防災士養成講座を受講し、防災士資格を取得した女性の数（市在住者）	R 2	5 人	19 人	11 人

基本目標Ⅲ【安全・安心な暮らしの実現】

指 標 名	プラン策定時の状況		令和4年度	目標値
	年度	数値	数値	令和8年度
男女共同参画センターが実施した小中学生向け出前講座「いのちの学習」の実施校	R 2	4 校	5 校	5 校

②審議会等における女性委員推進に向けた取り組み

改選時期の審議会等を所管する担当課等に女性委員の積極的な推進を図るよう、チェックシートを活用し全庁的な呼びかけを行った。

③市職員向け「男女共同参画ニュース」の発行

職員の男女共同参画に関する理解を更に深めるため、庁内の情報ネットワークシステムを活用し、6月と11月に男女共同参画に係る情報の提供を行った。

(3) 市民団体との連携推進

男女共同参画のまちづくりに向けて活動する市民団体の育成及び相互交流の促進を図った。

①女性団体の育成

市民や行政との連携を図り、「男女共同参画のまち山形」の実現を目指して活動する女性団体の活動を支援した。

・山形市女性団体連絡協議会運営費補助金 600千円

②ファースト市民企画講座の実施

広く一般市民を対象とした男女共同参画社会実現を目的として開催する講座等を行う市民団体4団体6講座に対し、講座の周知広報、経費等の支援を行った。

	実施団体	開催日	補助額 (円)
	目的	講師	
1	映画で男女共同参画を考える会	R5.11.26(日)	49,335 円
	「性」表現に携わるさまざまな人々の活動や人生哲学を取り上げた映画を上映することで、真の男女共同参画社会、真の共生社会を実現するヒントを探る。	実施団体	
2	やまがたイグメン共和国	R5.12.16(土)	50,000 円
	親のイライラ、表情を敏感に感じ取る子どもと一緒に、ボードゲームを使って楽しく会話できる機会をつくり、また、アンガーマネジメントを通じて親子の笑顔を増やし、親子の関係性向上、父親の育児参画を促進する。	やまがたボードゲーム協会会長	
		R6.1.21(日) 日本アンガーマネジメント協会東北支部長	
3	山形大学月山マイスターの会	R5.12.17(日)	29,670 円
	月山マイスターから、月山に関してこれまで学んできた内容を発表し、仲間と学ぶことを通して生涯学習への意欲喚起と社会活動へ参加を促す。	山形大学理学部教授ほか	
		R5.12.24(日) 実施団体	
4	ヤマガタ防災・減災Action!	R6.1.27(土)	17,449 円
	日常の男女共同参画の課題が災害時にどのように変化するのか。被災地の実例を元にした防災ゲームを体験し、社会参画の中で男女共同参画の視点の重要性を学び、防災力を上げる。	実施団体	

(4) 山形連携中枢都市圏連携事業による広域活用

連携中枢都市圏連携事業により、山形市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町の7市7町によるセンターの広域活用を行い、圏域全体での男女共同参画意識の高揚を図った。

・ファースト利用状況

	利用総数	
	連携市町	
講座受講者数(人)	1,445	40
相談件数(件)	608	57
貸館利用団体数	530	50
図書貸出人数(人)	69	3

2 男女共同参画計画の推進

(1) 市の審議会等委員への女性の参画推進

政策・方針の意思決定過程での女性の参画を進めるため、市の審議会等委員に占める女性委員の割合を40%（行政機関等の充て職を除いた女性委員の割合を50%）を目標値とした。

①女性委員の参画状況調査の実施

審議会等委員における女性委員の参画状況について調査を実施するとともに、選任・改選時期が近づく審議会等については、「チェックシート」を活用し、女性委員の選任等に向けた意識付けを図った。（令和6年3月31日現在 女性委員の比率 27.5%）

・参画率の推移

※基準日：3月31日現在

調査年	審議会			審議会委員		
	審議会 総数	女性委員 を含む 審議会数	女性委員を含 む審議会比率 (%)	委員総数 (人)	うち 女性委員 (人)	女性委員 の比率 (%)
H31	37	37	100.0	625	187	29.9
R2	38	38	100.0	648	202	31.2
R3	38	37	97.4	649	195	30.0 (35.3)
R4	38	37	97.4	658	197	29.8 (33.8)
R5	38	38	100.0	662 (495)	179 (163)	27.0 (32.9)
R6	39	37	94.9	662 (495)	182 (164)	27.5 (33.1)

※かっこ内は充て職を除いた数値

・令和6年3月31日現在 審議会等委員内訳

委員の内訳		区分☆	計(人)	男性(人)	女性(人)	目標値	女性委員割合	
市長		C	4	4				
公募		A	2	0	2	50%	35.4%	×
知識・経験を有する者	(担当部署による選任)		80	53	27			
	(各団体等への依頼による選任)	B	240	161	79	50%	32.7%	×
関係団体等			173	117	56			
関係行政機関		C	75	68	7		9.3%	
市議・市職員			92	81	11		12.0%	
計(市長除く)			662	480	182	40%	27.5%	×
計(充て職等除く：区分A+B)			495	331	164	50%	33.1%	×

☆区分について

A…市の裁量あり B…市の裁量は及びにくい、女性推薦を働きかける C…市の裁量なし

・女性委員比率別審議会一覧（令和6年3月31日現在）

女性委員比率	審議会数	審議会の名称（順不同）
40%以上	13 (33.3%)	・男女共同参画審議会 ・男女共同参画センター運営委員会 ・消費生活審議会 ・個人情報保護制度運営審議会 ・情報公開・個人情報保護審査会 ・環境審議会 ・清掃問題審議会 ・働く女性の家運営委員会 ・子ども・子育て会議 ・森林整備推進協議会 ・開発審査会 ・総合学習センター運営協議会 ・市立図書館協議会
40%未満	26 (66.7%)	・行政不服審査会 ・指定管理者選定評価審査委員会 ・防災会議 ・国民保護協議会 ・文化財保護委員会 ・郷土館運営協議会 ・スポーツ推進審議会 ・住居表示委員会 ・交通安全対策会議 ・国民健康保険運営協議会 ・予防接種健康被害調査委員会 ・感染症診査協議会 ・社会福祉審議会 ・民生委員推薦会 ・老人ホーム入所判定委員会 ・介護認定審査会 ・障害支援区分判定審査会 ・公設地方卸売市場取引委員会 ・都市計画審議会 ・景観審議会 ・建築審査会 ・水防協議会 ・自転車等駐車対策協議会 ・社会教育委員 ・青少年問題協議会 ・少年自然の家運営協議会

・（充て職除く）女性委員比率別審議会一覧（令和6年3月31日現在）

女性委員比率	審議会数	審議会の名称（順不同）
50%以上	8 (20.5%)	・男女共同参画審議会 ・男女共同参画センター運営委員会 ・郷土館運営協議会 ・消費生活審議会 ・個人情報保護制度運営審議会 ・環境審議会 ・働く女性の家運営委員会 ・市立図書館協議会
50%未満	31 (79.5%)	・行政不服審査会 ・指定管理者選定評価審査委員会 ・防災会議 ・国民保護協議会 ・文化財保護委員会 ・スポーツ推進審議会 ・住居表示委員会 ・交通安全対策会議 ・情報公開・個人情報保護審査会 ・国民健康保険運営協議会 ・予防接種健康被害調査委員会 ・感染症診査協議会 ・清掃問題審議会 ・社会福祉審議会 ・民生委員推薦会 ・老人ホーム入所判定委員会 ・介護認定審査会 ・障害支援区分判定審査会 ・子ども・子育て会議 ・森林整備推進協議会 ・公設地方卸売市場取引委員会 ・都市計画審議会 ・開発審査会 ・景観審議会 ・建築審査会 ・水防協議会 ・自転車等駐車対策協議会 ・総合学習センター運営協議会 ・社会教育委員 ・青少年問題協議会 ・少年自然の家運営協議会

②女性委員比率の見込み

審議会等委員への女性の登用については、部等ごとに女性委員比率の数値目標（毎年度末）を設定した年次計画を作成し取組みを進めている。また、市の裁量で委員の人選が可能な場合については、女性委員を積極的に選任するよう周知した。

年次計画	令和4年3月末	令和6年3月末	令和8年3月末 【令和4年度調査】
審議会等 女性委員比率（%）	29.8 (33.8)	27.5 (33.1)	32.0 (38.3)

※かっこ内は充て職を除いた割合

③女性人材バンクの整備・活用

市の審議会等の委員又は研修会の講師等としてふさわしい女性の人材バンクを整備し、各課へ情報の提供を行った。

- ・登録者 64名（令和6年3月末日現在）
- ・情報提供 審議会等委員の改選に係る情報提供 2件

（2）公民連携による女性人材育成事業（別紙①）

～まち、わたし、きらめく Women 's Campus 山形～

①目的

近年、山形市から県外への転出超過が続いており、特に若年女性の人口流出が顕著となるなど、若年女性の地元定着が地域課題となっている。そこで、山形市で生活する女性が抱える悩みや課題を、自ら解決することを目指す探求型プログラムを実施することにより、地域で活躍する女性リーダーを養成し、“女性が輝くまち山形”の実現及び若年女性の地元定着を図る。

なお、この事業は、資生堂ジャパン株式会社から寄附をいただいた企業版ふるさと納税と、資生堂株式会社がおもつ女性活躍支援のノウハウ、および山形市と包括連携協定を締結している株式会社 Ridilover(リディラバ)が持つ人材育成のノウハウを活かし、公民連携で実施した。

②事業内容

- ・企業等の経営者向けのセミナーや、組織のトップとして活躍している女性を招きトークイベントを開催し、女性活躍推進のための意識高揚を図った。

	開催日	内容	講師	受講者数
1	令和5年 5月25日(木)	女性活躍推進 トークイベント	・パネリスト 株式会社資生堂 副CPO 芦田 恵美子 東北電化工業株式会社 代表取締役社長 會津 圭一郎 山形市 井上 貴至副市長 ・事前説明会	40社 95名

- ・女性が抱える悩みや課題を自ら解決することを目指す探求型プログラムのワークショップを実施

	開催日	内容	参加者数
1	令和5年 6月29日(木)	・自己紹介ワーク ・課題意識の共有 ・ビューティーセッション(資生堂ジャパン提供)	19名
2	7月27日(木)	・山形市職員との対話 ・グループディスカッションワーク	19名
3	8月26日(木) ～27日(金)	・TOKYOスタディトリップ グループのテーマに合った団体活動の見学・体験、関係者との意見交換 【訪問先】㈱COEO、富士通㈱、NPO法人マドレボニータ 【講演】㈱Will Lab 代表取締役 小安 美和	18名
4	9月28日(木)	・グループディスカッション	19名
5	10月26日(木)	・山形市職員との対話 ・グループディスカッション	19名
6	11月24日(金)	・グループディスカッション	19名

7	令和6年 1月25日(木)	・活動発表会 各グループ活動の経緯や成果を共有し、得られた学びや課題を再認識することにより、事業参加女性の人材育成効果を高める各グループ発表(市民公開)	86名
8	2月16日(木)	・ミートアップ・交流会 令和4年度参加者が、昨年度の活動の取組で得た学びを活かしたグループ活動の成果を発表し、また、市民の方及び令和5年度参加者との交流の場を設けた。 ・ビューティーセッション(資生堂ジャパン提供)	36名

(3) 男女共同参画意識の啓発

①情報紙「ファースト」の発行

男女共同参画社会の形成を目指して、男女共同参画に係る様々な情報を広く提供するため、3月に3,600部を発行し、関係機関等に周知した。

(配置場所) 市役所、男女共同参画センター、各公民館・コミュニティセンター、市立図書館、霞城セントラル、子育てランドあ〜べ、高齢者交流サロン等

(送付箇所) 市内の従業員5人以上の事業所、市内各小・中学校、男女共同参画関係機関等

②小・中学生用男女共同参画学習資料の配布

小・中学校における男女共同参画を啓発するため、小学1・4年生、中学1年生を対象とした男女共同参画学習資料「きりり かがやいて」を市内小・中学校へ配布し、道徳等の授業のほか、家庭でも活用するよう促進を図った。

・発行部数及び活用状況

対象学年	発行部数	活用状況・割合		
小学1年生	2,600部	37校中	37校	(100.0%)
小学4年生	2,600部	36校中	36校	(100.0%)
中学1年生	2,600部	15校中	15校	(100.0%)

※対象児童・生徒がいない学校は、活用校数に含めない。

③広報やまがたによる周知啓発

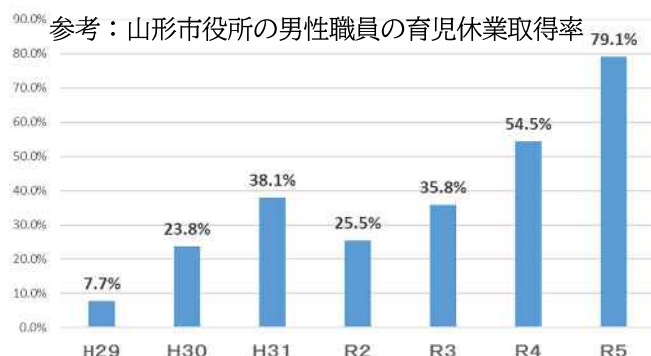
広報やまがた6月1日号、12月1日号に男性育休制度について掲載し、周知を図った。

(4) イクボス制度の啓発

男女がともに働きやすい・働きがいのある職場環境の整備を促進するため、イクボス制度に関する啓発を図った。

①山形市役所管理職によるイクボス宣言の実施

②広報やまがた、情報紙等によるイクボス制度の周知啓発



(5) DV防止及び支援対策

①DV対策庁内連絡会議の開催

開催日時 令和5年6月23日（金）

対象 DV相談に対応する庁内のおもな関係課等の担当者

内容 DVに係る問題の把握と情報交換に関すること、他市での情報漏洩の案件等を情報共有するとともに、連携の確認とDV被害者に対する適切な支援、取組みの推進を図った。

・令和5年度DV相談実績

相談件数	300件	対前年比	△7件
相談人数	238人	対前年比	△7人
内訳	男性	23人	対前年比 8人
	女性	215人	対前年比 △15人

②相談窓口担当者研修会（DV被害者から相談を受ける市職員のスキルアップ）の開催

開催日	内容	講師	受講者数
令和5年 12月8日(金)	性暴力のない社会に～相談を受けるために知っておくこと～	公益社団法人やまがた被害者支援センター 犯罪被害相談員・公認心理師 片山 枝美	27名

③DV防止の啓発

様々な機会をとらえてDV防止啓発のパンフレット等を配布するとともに、「女性に対する暴力をなくす運動」週間（11月21日～25日）に合わせ、市職員管理職によるパープルリボン着用の取組みやDV防止啓発パネル展示等により広く啓発を行った。

・パープルリボンツリー・パネル展示

市役所1階エントランスホール 令和5年11月20日（月）～24日（金）

男女共同参画センター4階交流コーナー 令和5年11月12日（日）～25日（土）

・DV防止啓発グッズ・啓発リーフレットの配布

市内各高校、大学、学習施設（マナビー）に啓発リーフレット・DV相談カード入りポケットティッシュを配布

・市民向けDV防止講座の開催

開催日	内容	講師	受講者数
令和5年 11月17日(金)	”自分らしく生きるために～知ることからはじめるDV防止講座～”	上町カウンセリングオフィス 代表 臨床心理士 永田 悠芽	6名

④男性・男児のための性暴力被害者ホットラインの周知

広報やまがた11月15日号に掲載し、周知を図った。

(6) 性の多様性に関する理解促進への取組み

多様な生き方、多様な性を互いに認め合い、尊重できる社会づくりのため、性の多様性に関する理解促進を図った。

①市民リーフレット

性の多様性に関する啓発用リーフレットを市有施設、市内小・中・高等学校に配布し、市民の理解促進を図った。

②性の多様性に関する図書コーナーの充実

男女共同参画センター性の多様性関連書籍数 94冊（令和5年度末）

③性の多様性に関する理解促進講座の開催

・市民向け講座

開催日	内容	講師	受講者数
令和6年 3月21日(木)	性の多様性 理解促進講座 ～学ぼう！性の多様性 よりよい相互理解のために～	山形大学人文社会科学部 教授 池田 弘乃	22名 (うちオンライン8名)

・市職員向け研修会

開催日	内容	講師	受講者数
令和5年 9月27日(水)	多様な性と日本社会の課題： 理解増進法成立を受けて	山形大学人文社会科学部 教授 池田 弘乃	63名

④学習資料の配付

令和5年度配付分から中学1年生用の男女共同参画資料に、性の多様性に関する内容を掲載し、理解促進を図った。

⑤性的マイノリティに関する実態把握

性的マイノリティ当事者への聴き取り調査（当事者：2名）を実施

3 男女共同参画宣言都市事業

(1) 男女共同参画に関する作品募集

男女共同参画に関する作品（一行詩）の募集を通して、男女共同参画に対する市民の理解促進と宣言都市としての気運の醸成を図った。

入賞者には記念品贈呈を行い、入賞作品のリーフレット・ポスターを作成のうえ市有施設等に設置するとともに広報やまがた、市ホームページで周知を行った。

	応募作品	入賞作品	最優秀賞	優秀賞	入選	佳作
大学・一般の部	145	8	1	2	5	0
中学・高校の部	808	22	1	3	10	8

(2) 男女共同参画宣言都市関連事業

①男女共同参画週間（6月23日～29日）にあわせたパネル展示

場所：市庁舎1階エントランスホール、男女共同参画センター 4階

②男女共同参画宣言都市記念講座の開催

開催日	内容	講師	受講者数
令和5年 6月30日(金)	紫式部の社会を見る目 —漢文学から得たもの—	東北文教大学短期大学部 名誉教授 熊谷 義隆	38名

③法律相談「女性の権利110番」の実施（共催：山形県弁護士会）

実施日 令和5年6月27日（火） 会場 男女共同参画センター
相談件数 5件（面談0件、電話5件）

4 男女共同参画センター事業

(1) 学習事業

第4次「いきいき山形男女共同参画プラン」に基づき事業を実施した。

また、介護や育児等で来所が難しい方向けに、オンラインでの参加も可能とする講座を開催した。

①自主企画講座

種別	実施状況	受講者数
女性学講座	1回	36名 (うちオンライン11名)
エンパワーメント講座	3回	48名
男女共同参画講座	2回	27名
イクメン・カジメン・イクジイ講座	3回	54名 (親子24組)
育児サークル交流研修会	3回	42名
DV防止講座(再掲)	1回	6名
女性活躍推進講座	1回	5名
働く女性の講座	3回	9名
健康講座	4回	97名 (うちオンライン13名)
性の多様性に関する理解促進講座(再掲)	1回	22名 (うちオンライン8名)
男女共同参画宣言都市記念講座(再掲)	1回	38名
計	22回	384名 (うちオンライン32名)

②出前講座

・小・中学生向け出前講座

学校・学年	受講者数	学校・学年	受講者数
第十小学校4年生	71名	第二中学校3年生	156名
南小学校6年生	79名	第七中学校1年生	111名
金井小学校4年生	114名	第十中学校3年生	218名
宮浦小学校6年生	51名	合計	800名

・事業所向け出前講座

事業所名	内容	受講者数
株式会社大平ホテル	コミュニケーション研修	13名
株式会社三栄本社	ワーク・ライフ・バランス、ハラスメントの基礎	25名
株式会社クリーンシステム	社員コミュニケーションスキル向上	16名
医療法人社団楽聖会 あかねヶ丘ケアセンター	接遇マナー講座	45名
株式会社伊藤熱処理	働きやすい職場をつくるためのコミュニケーション	18名
東日本エンジニアリング株式会社	アンコンシャスバイアス	76名

健康保険組合連合会山形連合会	A I アシスタントとの対話体験	11名
株式会社ヤマコー	ハラスメントについて	24名
山形市管工事協同組合	組合員（女性）のコミュニケーション向上	31名

・ファーラ市民企画講座の実施(再掲)

4団体6講座 受講者数190名

(3) 市民活動支援事業

①ファーラ市民企画講座（再掲）

②貸館（貸室）事業実績

年度	利用者数 (人)	性別別利用者数	
		男性（人）	女性（人）
令和3年度	4,568	1,409	3,159
令和4年度	6,132	1,963	4,169
令和5年度	5,614	1,583	4,031

(4) 相談事業

①一般相談（女性カウンセラーによる心の健康、夫婦、親子に関する相談）

【実施日等】開館日毎日、週27時間、予約制

年度	相談件数（件）	相談人数 (人)	性別別相談人数	
			男性（人）	女性（人）
令和3年度	282	201	35	166
令和4年度	391	221	39	182
令和5年度	490	266	47	219

②法律相談（弁護士による離婚、相続、損害賠償等に関する各種相談）

【実施日等】毎月第2・第3・第4金曜日、16時～18時、予約制

年度	相談件数（件）	相談人数 (人)	性別別相談人数	
			男性（人）	女性（人）
令和3年度	113	113	54	59
令和4年度	111	111	37	74
令和5年度	118	118	39	79

③女性の健康相談（助産師による女性の思春期から更年期までの身体と心の相談）

【実施日等】随時

年度	相談件数（件）
令和3年度	68
令和4年度	64
令和5年度	45

(5) 生理用品の無償配付

経済的な理由などで生理用品の購入が困難な市内在住の女性に無償で配付した。

- ・ 配付方法 男女共同参画センター窓口への申し出による
- ・ 配付実績 73件

(6) 情報収集提供事業

図書、DVD、全国男女共同参画関連施設情報誌等の収集・提供

年度	蔵書数(冊)	貸出実績	
		人数(人)	冊数(冊)
令和3年度	5,233	53	135
令和4年度	5,172	68	113
令和5年度	5,240	69	118

(7) 交流事業

男女共同参画センター4階の交流コーナーを開放

年度	利用者数 (人)		
		男性(人)	女性(人)
令和3年度	1,332	629	703
令和4年度	1,579	659	920
令和5年度	3,551	1,837	1,714

<参考> 男女共同参画センター利用状況

年度	利用者数 (人)		
		男性(人)	女性(人)
令和3年度	6,795	2,194	4,601
令和4年度	8,514	2,786	5,728
令和5年度	10,167	3,734	6,433

※講座受講者(出前講座受講者除く)・貸館利用者・相談利用者・交流コーナー利用者の合計

※利用者数 前年比119%(1,653人増)

公民連携による女性人材育成事業について

～“女性が輝くまち山形”を目指した共同プロジェクト「まち、わたし、きらめく Women's Campus山形」～

○プロジェクトの概要

令和4年度より、資生堂ジャパン(株)からいただいた企業版ふるさと納税と、(株)資生堂がもつ女性活躍支援のノウハウ、および山形市と包括連携協定を締結している(株)ridilover が持つ人材育成のノウハウを活かし、公民連携で女性人材育成事業を実施しています。

この事業は、山形市で生活する女性が抱える悩みや課題を自ら解決することを目指す探求型プログラムを実施することにより、地域で活躍する女性リーダーの育成と若年女性の地元定着を進めるとともに、市内企業による好事例の創出を目的としています。

令和5年度参加者（2期生）は、課題解決型ワークショップに取り組み、令和4年度参加者（1期生）は昨年度得られた成果等をさらに深掘りするなどし、継続して課題解決に取り組んでいます。

1・2期生とともに市内企業における女性活躍のさらなる推進と“女性が輝くまち山形”の実現を目指しております。

○令和5年度事業内容

女性活躍推進トップセミナー
日時：5月25日（木）14:00～
場所：山形テルサ アプローチ
内容：(株)資生堂 人財本部副CPO 芦田恵美子氏
東北電化工業(株)代表取締役社長 會津圭一郎氏、
井上副市長 によるトークセッション など
参加者：95名（40社・団体）



ワークショップ
日程：6月～2月（全8回）
場所：男女共同参画センター・東京都区内
内容：「企業内における女性活躍の推進」、「若年女性の地元定着」、「企業内のDX推進」をテーマに女性が抱える悩みや課題をグループごと解決に向けて取り組む。
参加者：市内在住、在勤、在学の女性19名（うち企業派遣13名）



Action Day

日程：11月～1月

内容：課題解決に向けた取組の”第一歩”を企画・運営

班	取組テーマ	アクション内容	対象者
1	若年女性の地元定着	女子高校生と山形市内企業の若手社員との交流イベント	女子高校生
2	企業内DXの推進	働きやすい職場環境の構築に向けた企業DX実現に関する意識改革セミナー	市内企業社員
3	女性活躍推進に関すること	男女ともに有意義な育児休業の過ごし方	市内在住の夫婦
4	企業内における女性活躍	アンコンシャス・バイアスを認識した若手・女性社員とのコミュニケーションセミナー	市内企業社員
5	女性活躍推進に関すること	自分を知り、働きやすい・生きやすいを生み出すワークショップ	県内女性

活動発表会

日時：1月25日（木）15:00～

場所：市総合福祉センター

交流ホール

内容：グループ活動の経緯や成果を発表・共有。得られた学びや課題の再認識

参加者：67名（26社・団体）



1期生の活動状況

女性活躍・出産育児・子育てなど、これまで取り組んできたテーマに沿って、課題を改めて整理し、企画・実践した。

グループ名	取組テーマ	アクション内容	対象者
orada	女性の地元定着	独身男性向けの内面・外面の魅力アップ講座	県内男性
mohala	働く女性の支援	やりたいことを叶えるための思考整理セミナー	県内女性
こども会議	子どもの居場所づくり	放課後や休みの日に何をしたいかを小学生が自由に考え、対話し、企画・実行するイベント	小学生
こめラボ	食育	食を知り、食を楽しむワークショップ	小学生 コバル来館者

5名が補助講師として、2期生へのアドバイスなどワークショップの運営をサポート

特徴的な内容
・ビューティーセッション
（資生堂ジャパン提供）



・東京スタディトリップ（8月・1泊2日）
訪問先：(株)COE0, 富士通(株), NPO マドレボニータ
講演：(株)WillLab 小安美和氏



・市職員との対話

ミートアップ・交流会

日時：令和6年2月16日（金）

場所：山形市総合福祉センター 会議研修室I

内容：1期生が、昨年度の活動の取組で得た学びを活かしたグループ活動の成果を発表。また、2期生、市民の方との交流の場を設ける。

参加者：36名



○事業の成果

・女性人材育成事業で指標としている令和5年度における短期成果指標及び評価

指標		実績値	目標値	評価
1	事業への関与企業	97社	100社以上	△
2	参加した企業のうち、この事業をきっかけに働きやすさの取り組みを実施した企業の割合	54%	50%以上	○
3	参加者（2期生）満足度平均【5段階】	4.8	4.0以上	○
4	参加者派遣・Action Day 関与企業へのヒアリング	100%	100%	—

・女性人材育成事業で指標としている令和8年度までの長期成果指標

指標		目標設定時数値		現状値		目標値 (令和8年度)	評価
1	市内企業の女性管理職の割合	12.6%	R元	直近の調査結果		21%	—
2	県内企業に就職した女子学生の割合	33.7%	R元			50%	—
3	県外から市への女性転入者数 ー市から県外への女性転出者数	△321人	R2		△572人 R4	0人	↓

・成果

【企業での取組（セミナー参加企業への事後アンケートより）】
・社内に Women's Campus に参加した女性社員も含めたワーキンググループを立ち上げ、女性活躍に関する取組を進めていく予定。
・女性社員だけの意見交換会を行い、女性の率直な意見を聞く機会を持つことができた。この意見を参考にしていきたい。
【参加者（事業後アンケートより）】
・東京スタディトリップの訪問先と連携して、新規事業を企画している。
・Action day がきっかけで資格を取得した。仕事の幅を広げることができている。

・見込まれる成果

・企画・立案・意思決定の段階から女性が関わる企業の増加、地域活動における女性の活躍の場が多くなることにより、多様な価値観や発想を取り入れた開発等や社会の実現につながる。
・活躍する女性リーダーの姿がロールモデルとなり、若い世代が山形で活躍していくための目標・手本となる。

○今後の取り組み

- ①取組内容について、市の政策との結びつきを検討する。
- ②1・2期生からより多くのサポートと引き続き多くの企業からの参加、協力をいただきながら、3期生向けのワークショップを進めていく。
- ③参加者の自主的な活動を支援し、市民活動としての女性活躍推進につなげていく。

1 男女共同参画の推進

（1）山形市男女共同参画審議会の開催

男女共同参画施策の推進について審議するため、「山形市男女共同参画審議会」を開催する。

第1回：6月12日（水） 第2回：12月中旬予定

（2）山形市男女共同参画推進本部による推進

第4次「いきいき山形男女共同参画プラン（令和4年度～8年度）」を総合的に推進し、男女共同参画社会の実現を図るため、庁内に設置している「山形市男女共同参画推進本部（本部長：副市長）」により、男女共同参画施策の推進を図っていく。

①第4次「いきいき山形男女共同参画プラン」の進捗状況調査

令和5年度事業の取組状況について全庁的な調査を行い、調査結果を山形市男女共同参画審議会に報告し、広報やまがた及び市ホームページで公表する。

なお、令和5年度における評価指標については、別紙②のとおり

②市職員向け「男女共同参画ニュース」の発行

職員の男女共同参画に対する理解を更に深めるため、庁内の情報ネットワークシステムを活用し、男女共同参画に係る情報の提供を年2回以上行う。

（3）市民団体との連携推進

男女共同参画のまちづくりに向けて活動する市民団体の育成を図るとともに、団体の相互交流の促進を図る。

①女性団体の育成

市民や行政との連携を図り、「男女共同参画のまち山形」の実現を目指して活動する女性団体の活動を支援する。

・山形市女性団体連絡協議会運営費補助金（予算額） 600千円

②ファースト市民企画講座の実施

男女共同参画社会実現を目的とする内容の事業を行う市民団体に対し、講座の周知広報、経費等の支援を行う。

・市民企画講座事業実施団体謝礼（予算額）300千円

（4）山形連携中枢都市圏連携事業による広域活用

山形連携中枢都市圏連携協約の締結により、村山地域の7市7町による広域活用により圏域全体において、男女共同参画意識の高揚に向けた啓発の充実を図る。

2 男女共同参画計画の推進

（1）公民連携による女性人材育成事業（別紙③）

まち、わたし、きらめく Women's Campus 山形

①目的

企業課題や地域課題を解決できる女性リーダーの育成を目指す。

②事業内容

- ・女性活躍推進トップセミナー 令和6年5月29日（水）開催

(1) 講演：(株)Will Lab 代表取締役 小安 美和（内閣府共同男女参画推進連携会議有識者議員）

“女性活躍のその先へ”～男性も女性も働きやすく働きがいのある企業に向けて～

(2) パネルディスカッション コーディネーター 小安 美和

パネリスト①(株)資生堂 人財本部副CPO 芦田 恵美子

②スズキハイテック(株) 代表取締役 鈴木 一徳

③(株)ジョイン 専務取締役 武田 靖子

④井上副市長

- ・探究型ワークショップ 6月から2月までの期間に8回実施

- ・令和4年度・5年度参加者への継続支援【拡充】

(2) 市の審議会等委員への女性の参画推進

政策・方針の意思決定過程での女性の参画を進めるため、市の審議会等委員に占める女性委員の割合を令和8年度まで40%（行政機関等の充て職を除いた女性委員の割合を50%）とすることを目標に、積極的な女性委員の登用を働きかける。

委員選任にあたっては、引き続きチェックシートを活用するとともに担当課と協議しながら全庁的にさらなる女性委員の参画をすすめていく。

また、各課へ市の審議会等の委員又は研修会の講師等としてふさわしい「女性人材バンク」を活用してもらうために、情報の提供を行う。

(3) 男女共同参画意識の啓発

①情報紙「ファアラ」の発行

男女共同参画社会の形成を目指して、男女共同参画に係る様々な情報を広く提供するため、情報紙を年1回（3月予定）発行する。

発行にあたり、編集協力員2名により、企画・原稿執筆等を担ってもらう。

- ・発行予定部数 3,600部

②小・中学生用男女共同参画学習資料の配布

市内の小学1年生、4年生、中学1年生用に全員に配布し活用の促進を図る。

(4) 働きやすい職場づくりのための啓発

男女がともに働きやすい・働きがいのある職場環境の整備を促進するための啓発を行う。

①広報やまがたにおける事業所の紹介【新規】

②イクボス制度の啓発

③山形市役所管理職によるイクボス宣言の実施

山形市役所内での「イクメン応援全力プラン」の実施

(5) DV防止及び支援対策

①DV対策庁内連絡会議の開催

「配偶者等からの暴力」相談への対応に関し、庁内の関係課等の連絡会議を開催する。関係課等が相互に連携しながら、DV被害者に対する適切な支援、取組みの推進を図る。

②相談窓口担当者研修会の開催

DV被害者からの相談を受ける市職員のスキルアップを図るため、専門家による研修会を開催する。

③DV防止の啓発

様々な機会をとらえて、DV防止のパンフレット等を配付するとともに、「女性に対する暴力をなくす運動」週間（11月21日～25日）に合わせ、市職員管理職によるパープルリボン着用の取組みやDV防止啓発パネル展示等により広く啓発を行う。

④DV防止講座の開催

DV被害者や加害者にならないための人間関係の築き方や心のときほぐしなどを学び、DVの予防につなげるため、市民向けの講座を1回開催する。

（6）性の多様性に関する理解促進への取組み

多様な生き方、多様な性を互いに認め合い、尊重できる社会づくりのため、性の多様性に関する理解促進と情報提供を図る。

①性的マイノリティーに関する実態把握

②教職員及び市民を対象とした性の多様性に関する理解促進講座の実施

③リーフレット等による周知啓発

④中学生を対象とした性の多様性に関する学習機会の充実（再掲）

⑤性の多様性に関する図書コーナーの充実、パネルの展示

3 男女共同参画宣言都市事業

（1）男女共同参画に関する作品募集

男女共同参画宣言都市としての気運を醸成するため、男女共同参画に関して、自由な形式で思いをつづる「一行詩」（大学・一般の部、中学・高校の部）の募集を行う。

・募集期間 令和6年7月31日（水）まで

・審査期間等 【審査会】9月上旬開催、【結果通知】入賞者のみ、【表彰式】10月下旬

・入賞作品のPR 広報やまがた、市ホームページへの掲載のほか、入賞作品集をまとめたリーフレット、ポスターを作成する。

（2）男女共同参画宣言都市関連事業

①男女共同参画週間（6月23日～29日）にあわせたパネル展示

道の駅やまがた蔵王、男女共同参画センター4階を予定

②男女共同参画宣言都市記念講座の開催

開催日	内容	講師	募集定員
令和6年 6月28日(金)	紫式部の女性論 ー作品と人生から考えるー	東北文教大学短期大学部 名誉教授 熊谷 義隆	30名

③法律相談「女性の権利110番」の実施

令和6年6月25日（火）午後1時30分～3時30分 男女共同参画センター4階
県弁護士会所属弁護士による相談（面談または電話）
先着16名（予約制）

4 男女共同参画センター事業

(1) 学習事業

①自主企画講座の実施

できる限りオンライン配信対応の講座とし、より多くの学習機会を提供する。

講座種別	実施（予定）回数
女性学講座	1回
エンパワーメント講座	2回
男女共同参画講座	1回
イクメン・イクジイ講座	3回
育児サークル交流研修会	3回
DV防止講座	1回（再掲）
働く女性の講座	2回
女性活躍推進講座	1回
健康講座	4回
性の多様性に関する理解促進講座	1回
男女共同参画宣言都市記念講座	1回（再掲）

②出前講座の実施

- ・小中学校向け出前講座「いのちの学習」 10校（第一小・第七小・明治小・滝山小・蔵王第二小・本沢小・第一中・第八中・第九中・金井中）で実施予定
- ・企業・事業所向け出前講座 10事業所で実施予定

③ファースト市民企画講座の実施（再掲）

(3) 市民活動支援事業

①ファースト市民企画講座の実施（再掲）

②貸館（貸室）事業の実施

男女共同参画社会実現を目的として活動している市民団体に対し、ファーストの貸館を行う。

(4) 相談事業

①一般相談【相談体制】女性カウンセラー、開館日毎日、週27時間、予約制

②法律相談【相談体制】弁護士、毎月第2・第3・第4金曜日、16時～18時、予約制

③女性の健康相談【相談体制】助産師、随時

(5) 生理用品の無償配付

経済的な理由などで生理用品が困難な市内在住の女性からの申し出により、男女共同参画センター窓口にて、生理用品を無償で配付する。

(5) 情報収集提供事業

男女共同参画に関する図書や他機関等の取組みなどの情報資料を収集し、市民への情報提供を行う。

(6) 交流事業

男女共同参画センター4階の交流コーナーを小グループの打合せ等に使用できるよう開放する。

第4次プラン評価指標及び進捗状況（令和5年度）

基本目標		指標名	プラン策定時の状況		令和5年度 数値	目標値 令和8年度
			年度	数値		
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた 基盤づくり	1	社会全体で男女平等と思う人の割合	R元	16.6%		25%
	2	社会通念や慣習・しきたりで男性優遇と感じる人の割合	R元	77.7%		50%
	3	男女共同参画センター会議室等利用率	R元	63.4%	44.3%	65%
	4	男女共同参画学習資料を活用した学級の割合	R2	98.1%	100.0%	100%
	5	県外から市への女性転入者数－市から県外への女性転出者数	R2	－321人	－671人	0人
基本目標Ⅱ あらゆる分野での男女 共同参画の実現	6	市の審議会等委員に占める女性委員の割合（うち行政機関等の充て職を除いた女性委員の割合）	R2	30.0% (35.3%)	27.5% (33.1%)	40% (50%)
	7	女性人材バンク登録者数	R2	75人	64人	100人
	8	女性人材バンク年間活用件数（※1）	R元	73件	73件	100件
	9	市における女性管理職の割合（課長相当職以上）	R3	19.5%	18.7%	30%
	10	市内事業所における女性管理職の割合（課長相当職以上）	R元	12.6%		21%
	11	山形県防災士養成講座を受講し、防災士資格を取得した女性の数（市在住者）	R2	5人	18人	11人
	12	市内事業所における男性の育児休業取得率	R元	20.9%		30%
	13	男性も育児・介護休業が取れることは賛成だが、実際は取りづらいと思う人の割合	R元	69.6%		50%
	14	男性の家事・育児・介護等への参加を促す講座及び事業所対象のワーク・ライフ・バランス等出前講座実施回数（※2）	R2	4回	6回	4回
	-	男性の1日平均家事時間0分の割合（モニタリング指標※3）	R元	3.6%		
基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現	15	DV相談窓口を知っている人の割合	R元	73.8%		80%
	16	DV被害を相談した人の割合（※4）	R元	20.7%		50%
	17	小中学生向け出前講座「いのちの学習」の実施回数（※2）	R2	4校	7校	5校
	18	健康講座の実施回数（※2）	R2	4回	4回	4回
	19	市内中学校・高等学校における女子生徒の選択制服（スラックス）の導入校の割合	R3	62.1%	93.1%	100%
	-	山形市におけるDV相談件数（モニタリング指標※5）	R2	320件	300件	

※1 算出式 審議会への活用件数 ＋ 委員会等への活用件数 ＋ 講師等への活用件数

※2 男女共同参画センターが実施する講座の回数

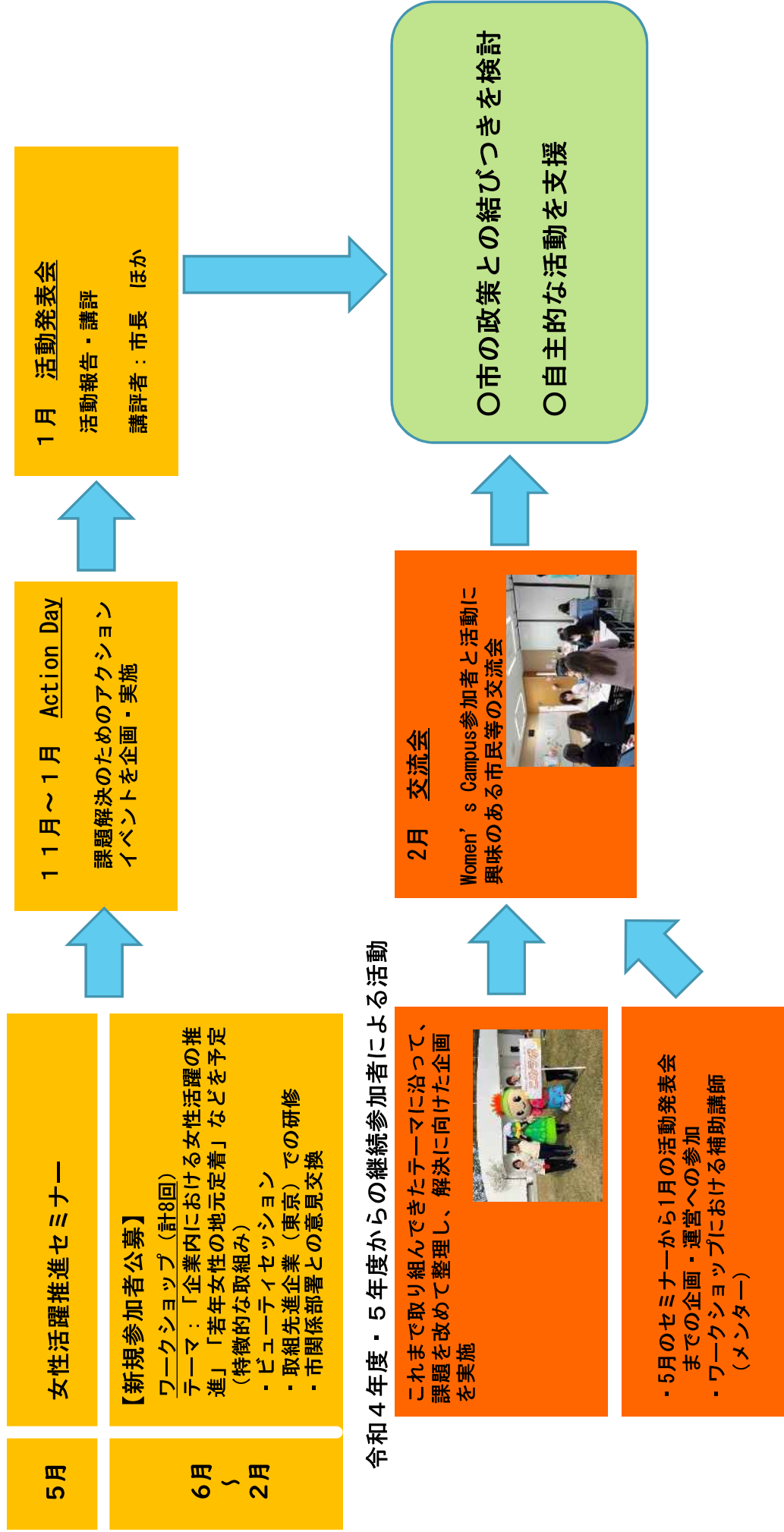
※3 第3次プランで目標達成したため、数値目標は設定しないが、状況把握のためモニタリング指標として位置づけ、継続的な調査を実施する。

※4 算出式 配偶者からのDV被害経験ありと答えた人の割合 － 相談状況で「どこにも相談しなかった」と答えた人の割合 － 相談状況で「無回答」の人の割合

※5 DV相談受付件数の増減が、必ずしもDV被害の増減と一致するとは言えないため、数値目標は設定しないが、状況の把握のために、モニタリング指標として位置づけ、継続的な調査を実施する。

公民連携によるまち、わたし、きらめく「Women's Campus山形」

○令和6年度事業内容



令和4年度・5年度からの継続参加者による活動

これまで取り組んできたテーマに沿って、課題を改めて整理し、解決に向けた企画を実施

- ・5月のセミナーから1月の活動発表会までの企画・運営への参加
- ・ワークショップにおける補助講師（メンター）

山形市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第8条）

第2章 基本的施策等（第9条―第19条）

第3章 山形市男女共同参画審議会（第20条―第27条）

第4章 雑則（第28条）

附則

個人の尊重と法の下での平等をうたう日本国憲法の下、社会のあらゆる分野において、男女の人権は、互いに尊重されることが必要である。

山形市では、市民の意識調査を行いながら「いきいき山形男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画の推進に取り組んできた。

しかしながら、性別により役割を決めてしまう考え方や社会の慣習は今なお存在しており、職場や地域等の組織における政策・方針決定過程の中に女性の参画が少ない傾向にある。また、結婚後も働き続ける女性の割合が全国の中でも高いという特徴がありながら、家事や子育て、介護等家庭生活における役割の多くを女性が担っている。

こうした状況を踏まえ、少子高齢化の進展等の急激な社会経済情勢の変化に対応し、市民が安心して豊かに暮らしていくためにも、男女がさまざまな分野に共に参画し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現することが重要である。

ここに、市、市民及び事業者等が連携し、誰もがいきいきと生活できる男女共同参画社会を共に創るため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- （2） 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） 男女が共に、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等の様々な活動について、自らが希望するバランスをとりながら展開できる状態をいう。
- （3） 積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野での活動への参画に対する男女間の機会の格差を是正するため、必要な範囲内において、男女いずれか一方に対して機会を積極的に提供することをいう。
- （4） 市民 市内に居住、通勤、又は通学する者をいう。
- （5） 事業者等 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- （1） 男女が、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること及びその他の人権が尊重されること。
- （2） 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の様々な制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思において多様な生き方を選択することができ、かつ、選択された生き方を互いに尊重し、協力し合うこと。
- （3） 男女が、市の政策及び家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野における意思決

定に、社会の対等な構成員として共同して参画する機会が確保されること。

(4) 男女が、相互の協力及び社会の支援のもと、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を保つことができること。

(5) 男女が、それぞれの身体的な特徴について理解を深めるとともに、妊娠、出産等に関して互いの意思及び決定を尊重し合いながら、生涯にわたり安全で健康な生活を営むことができるよう配慮されること。

(6) 家庭、学校並びに社会のあらゆる教育及び保育の場において、個人としての尊厳及び男女平等の意識を育む教育及び保育が行われること。

(7) 男女共同参画の推進は、国際社会の動向と密接な関係を有することから、国際的な協調のもとに行われること。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、市民、事業者等並びに国及び他の地方公共団体と連携し、協力して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画についての理解を深め、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、主体的かつ積極的に男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び調査に協力するよう努めるものとする。

（事業者等の責務）

第6条 事業者等は、基本理念に基づき、その活動において、男女が性別にとらわれることなく、その能力を発揮できるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者等は、その雇用する労働者が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を保つことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

3 事業者等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び調査に協力するよう努めるものとする。

（性別による人権侵害の禁止）

第7条 何人も、次に掲げる行為により人権を侵害してはならない。

(1) 性別による差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。）

(3) ドメスティック・バイオレンス（配偶者等の親密な関係にある者又はあった者の間で行われる身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。）

（公衆に表示する情報への配慮）

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別の違いを背景とした人権侵害を助長する表現を用いないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策等

（男女共同参画計画）

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、市における男女共同参画の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、男女共同参画計画を定め、又は変更しようとするときは、市民及び事業者等の意見を反映させるために調査等必要な措置を講ずるとともに、第20条の山形市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

（年次報告）

第10条 市長は、毎年度、男女共同参画計画に基づく施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表するものとする。

(施策の推進体制の整備)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制を整備するものとする。

(広報活動等)

第12条 市は、基本理念について市民及び事業者等の啓発を図るため、広報活動、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(調査等)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な調査、研究及び情報収集を行うものとする。

(積極的格差是正措置)

第14条 市は、市民及び事業者等と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めるものとする。

2 市は、その設置する附属機関等の委員その他の構成員を任命し、又は委嘱するに当たっては、積極的格差是正措置を講ずるよう努めるものとする。

(活動等への支援)

第15条 市は、市民及び事業者等が男女共同参画の推進に関して行う活動について、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(拠点施設)

第16条 市は、山形市男女共同参画センター条例（平成7年市条例第34号）第2条の規定により設置された山形市男女共同参画センターを、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、及び男女共同参画に関する学習の機会を提供する拠点施設として位置付けるものとする。

(性別による人権侵害の被害者等への支援)

第17条 市は、第7条各号に掲げる行為の被害者等に対し、関係機関と連携を図り、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(相談への対応)

第18条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められることに関し、市民及び事業者等から相談があったときは、関係機関と連携し、適切に対応するものとする。

(苦情への対応)

第19条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民及び事業者等から苦情の申出を受けた場合は、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、次条の山形市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

第3章 山形市男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第20条 男女共同参画の推進に関し必要な事項を調査審議するため、山形市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第21条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 男女共同参画計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 市民及び事業者等から申出のあった苦情に係る措置に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し市長が必要と認めること。

(組織等)

第22条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 公募により選出された者
- (3) 関係行政機関及び団体の代表者

3 市長は、男女いずれか一方の委員の数が委員の総数の10分の4未満とならないよう努めるものとする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第23条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 審議会の会議は会長が招集し、会長は会議の議長となる。

(意見等の聴取)

第25条 審議会は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見及び説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第26条 審議会は、第21条第2号に規定する事項について調査審議するため必要があるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 審議会は、その定めるところにより、専門部会の決定をもって審議会の決定とすることができる。

(幹事及び書記)

第27条 審議会の事務を処理するため、幹事及び書記若干人を置く。

2 幹事及び書記は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会議に出席し、意見を述べることができる。

第4章 雑則

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(山形市男女共同参画推進協議会条例の廃止)

2 山形市男女共同参画推進協議会条例(平成3年市条例第6号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定に基づき定められている第2次山形市男女共同参画計画は、第9条第1項の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。

4 この条例の施行の際現に第2項の規定による廃止前の山形市男女共同参画推進協議会条例第4条第2項の規定により委嘱されている山形市男女共同参画推進協議会の委員は、その任期が終了するまでの間は、それぞれ第22条第2項の規定により委嘱された審議会の委員とみなす。

(山形市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

5 山形市特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年市条例第8号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]